

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和8年3月6日（金）

開会 午前 9時00分

閉会 午後 1時29分

出席者 委 員 委員長 森 戸 雅 孝

川 田 俊 介 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子

内 海 まさかず 広 瀬 義 明 白 石 幹 男

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 大 谷 好 一

小久保 かおる 針 谷 正 夫 福 田 裕 司

関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

主 査 村 上 憲 之 主 任 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生 活 環 境 部 長	茅 原 節 子
保 健 福 祉 部 長	寺 内 均
こ ど も 未 来 部 長	首 長 正 博
市 民 生 活 課 長	小 島 清
交 通 防 犯 課 長	藤 野 法 之
保 険 年 金 課 長	阿 部 有 子
環 境 課 長	栃 木 幸 夫
ク リ ー ン 推 進 課 長	成 瀬 友 久
福 祉 総 務 課 長	高 橋 宏 樹
福 祉 総 務 課 主 幹	熊 谷 充 晴
障 が い 福 祉 課 長	鈴 木 正 之
高 齢 介 護 課 長	唐 木 田 仁
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課 長	中 村 康 広
健 康 増 進 課 長	奈 良 部 久 子
子 育 て 総 務 課 長	大 塚 清 孝
こ ども 家 庭 セ ン タ ー 所 長	毛 塚 裕 子
保 育 課 長	江 面 健 太 郎

令和 8 年第 2 回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和 8 年 3 月 6 日 午前 9 時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 23 号 栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 32 号 栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 33 号 栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 34 号 栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 35 号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 36 号 栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 37 号 栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 38 号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 39 号 栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 17 号 令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 8 号）（所管関係部分）
- 日程第 11 議案第 18 号 令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 19 号 令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 議案第 20 号 令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第23号 栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 皆様、おはようございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第23号 栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は5ページから22ページ、議案説明書は4ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書の4ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市特定乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その運営に関する基準を定めるため、栃木市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度につきましては、新たな通園制度として令和7年4月1日施行の児童福祉法に位置づけられ、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく保護者への新たな給付事業として、全国の自治体で実施されることになっております。

乳児等通園支援を行う事業者が給付費の支給を受けるためには、認可とは別に市の確認を受ける必要があり、本案は乳児等通園支援事業者に対して乳児等支援給付費の支給対象事業者として適格か否かの確認を行うために必要な基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の5ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただき、6ページを御覧ください。

本条例につきましては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされておりますことから、本市の状況を踏まえ、国の基準に準拠し定めるものであります。

それでは、主な項目のみ説明をさせていただきます。まず、目次であります。本条例は、3章立て、33条で構成しております。

第2条は、適切な環境の確保や子供の意思及び人格の尊重などの特定乳児等通園支援事業者が取り組むべき一般原則について定めるものであります。

7ページになります。第3条は、1時間当たりのほか、一月当たりの利用定員について定めるものであります。

8ページになります。第4条は、事業者は、利用開始前に保護者と面談し、重要事項を記載した文書を交付、説明し、同意を得ることについて義務づけるものであります。

第5条は、事業者は、利用者の申込みに対し、正当な理由がなければ拒んではならないことを定めるものであります。

10ページになります。第12条は、事業者は、法定代理受領を受けない場合は、保護者から基準額の支払いを受けること、保護者の同意を得て、特定乳児等通園支援の質の確保、向上に要する費用や実費の支払いを受けることができることを定めるものであります。

12ページになります。第14条は、子供や保護者の心身の状況等に応じて適切に対応することを義務づけるものであります。

13ページになります。第16条は、子供や保護者からの相談に適切に応じ、必要な助言等を行うことについて、第17条は子供の体調が急変した場合等には、速やかに必要な措置を講じることについて義務づけるものであります。

第19条は、事業の目的及び運営の方針など事業者が定めておかなければならない運営に関する重要事項について規定するものであります。

15ページになります。第23条は、子供の国籍等による差別的取扱いをしてはならないこと、第24条は、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと、第25条は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないことについて定めるものであります。

17ページになります。第28条は、苦情受付窓口を設置し、苦情内容を記録することについて義務づけるものであります。

18ページになります。第30条は、事故発生の防止及び発生時の対応等について、事業者が講じるべき措置を定めるものであります。

19ページになります。第32条は、特定乳児等通園支援の提供の記録等を整備し、5年間保存する

ことを義務づけ、第33条は、記録作成、保存する書面は、電磁的記録により行うことができるとするものであります。

22ページになります。附則につきましては、令和8年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、一問一答の方法でお願いいたします。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この制度は、栃木市は去年だっけ、おとしだっけ、からやられていますよね、先行的に。それまでって、この条例ってなかったのでしたっけ。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 栃木市は令和6年度から試行的事業としてスタートしております。この条例は、先ほど若干触れましたけれども、給付費、給付制度になるということで、給付を行うためには確認という行為が必要になってまいりますので、その確認を行うに当たっての基準を定める必要がありますので、今回、初めて条例化するというものでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今まではどういう形でお金を出していたのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 事業補助ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おはようございます。ちょっとお聞きしたいのですが、この12条に規定されております法定代理受領、これはほとんどサービス提供事業者が代わりに自治体に請求することを指すわけなのですが、この条例内には、例えば減免措置等に係る文言が入っていないのですが、この法定代理受領と減免措置の関連性は何かあるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） この条例の中では減免はうたっていないのは、あくまで先ほども申し上げたように、乳児等の通園支援事業、これが基準に適合しているということで、市の確認を受ければ給付費制度を支給する事業者としての資格を得るということの確認をするための基準を定める条例でありますので、利用者の利用料の減免については、ここにはうたっていないということです。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、減免措置等はどちらにうたうことになっているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） そちらは、すみません、ちょっと確認をして、後ほど答弁させていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 大体の自治体では、減免措置というのは条例内にうたっているときが多いのではないかなというふうに思ったところなのですが、まず仮に減免措置等が附属するものに記載されているとすれば、この条例ができてから、また後からそういったものものということだったら納得はできるのですが、そういった細かい決まり事は別として、これだけ先に通すというのはちょっと違うような気がするのです。この文言の中に、減免云々の文章が一個もないというのが私、ちょっと気になりまして、実際に減免措置はやるのですよね。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 減免については、実施するという認識でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちなみに、大体どこでも今回、利用料金300円程度というのが多いのですが、ここの条例にも金額等が入っておりません。今までやられていた金額で今後もやられるのか、金額に変動があるのか、その辺の決まったことというのはありますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 国のほうで300円を標準とするということは示されているところですが、この12条にもございますとおり、まず実際に乳児等通園支援事業を提供する事業者が、質の向上とかに必要ということで、保護者に負担していただくものについて、理由を説明して、国の給付費との、質の向上のために使うとかという差額分については求めることができるということになっていますし、あと実際の実費、例えば食事の提供とか、おやつ提供とか、そういった実費についても説明をして、同意を得て、徴収することはできるということがうたわれていますので、標準とすると300円というところですけども、事業者の事情によって保護者の納得の下で差額を徴収したり、実費を徴収するということは可能だということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そのほかにもイベント等への参加ですとか、通う際に提供される便宜に要する費用とか、そういったものも加えられるというような内容になっておりますが、これ根本的に利用する側が基本料金300円にオプションとして追加する選択ができるものなのですか、それともこれは園側のほうから提示されて金額に対して、利用者はそれを払わなければいけないものなのか、これはどちらになりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） あくまで金額の設定は園側のほうが設定をして、保護者がそれに同意する、納得して利用するということになりますので、当然施設が設定する金額というのは、300円は標準ということで、国がお示しはしていますが、実際に800円台の施設もございますので、利用者はそういった自己負担というものを踏まえて、自分が使いたい施設を選択していくということになるのが実際のところだと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、最初の質問に戻るというか、絡むのですが、園側が例えばうちは800円だよと提示した場合、減免措置の金額はどの程度になるのでしょうか。全額なのか、基本額なのか、どちらになりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） すみません。そこちょっと確認はさせていただき、後ほどお答えさせていただきますと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほどの説明で、内閣府が示した基準に、基準というか条例案というか、に基づいてつくっているということでもありますけれども、栃木市の場合、モデル事業として2年間やってきて、その辺の経験を生かしたものというか、先ほど言いましたように、説明があったように参酌する部分もあるということで、そこら辺の栃木市独自の何か内容が含まれている部分というのはあるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 参酌して、栃木市オリジナルの規定はございません。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、これはもう国が示したものをそっくり取り入れたということでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長こども未来部長。

○こども未来部長（首長正博君） まず、栃木市は2年間モデルをやりました。モデルをやった部分のところで、意見は国に対してきちんと申し上げました。申し上げた意見というものが反映されてきた形での基準の示しというところでもありますので、参酌する部分について、今回、追加で何か栃木市でオリジナルのものを入れるということはありません。ただ、考え方、国が示した考え方の中に、栃木市としてもこういう課題があるのではないかということ等も含めた報告をした内容というのは、盛り込まれているというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 国に申し入れたというか、その内容的にはどういうところがこの中に入っているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長こども未来部長。

○こども未来部長（首長正博君） 一番大きな点というのは、先ほどこっと回答がまだ保留になっていますけれども、コストの話の部分のところというのが一番の部分になります。それと併せまして、やはりこれまでと同様にきちんと運営基準を示していくとか、重要事項の説明をするというのは、これはもう当然、まして初めての利用の方のサービスになりますので、そういうものについては必ず入れてほしいというお願いであったりとか、面談という項目が一番最初に出てまいりますけれども、やはり面談、十分な情報共有、情報交換なしに利用者と園側が直ちに何か動いていくというのにはリスクがあるだろうから、そういうことについてもきちんと決めてもらいたいというような、そういうお願いをしてまいりました。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 部長のほうから面談、4条で決まっておりますような、この面談のやり方というのは、どういったやり方なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長こども未来部長。

○こども未来部長（首長正博君） 当然ながら面談は市が行うわけではなくて、園が行う、そういう形になりますので、園のほうと利用者、それぞれの方がしっかりと話し合いをしながら、園としての取り組む、いわゆる重要事項等の説明をきちんとした上で、納得のいく関係ができるかどうかという部分のところを面談で行っていくというような流れになります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今まで月10時間以内の利用ということで、一般質問の中でもやりましたけれども、慣れない環境の中で、いろいろ人見知りもあるし、そういった状況のお子さんを預かるわけですけれども、やっぱり面談の中で、子供の状況把握というのをきっちりやらないといけないと思うのです。それは直接園に来てもらって、親子そろって面談というか、そういったやり方をするのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 4月以降につきましては、まずオンライン上で面談の予約を取っていただきまして、そして事業者と面談という流れになっていきます。当然事業者は、もともと親子の情報というのはオンラインで登録された情報は見て取れますけれども、それ以外に面談を通して確認したいこと、保護者も施設のほうから確認したいことというところでのやり取りがなされるということに認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 予算書にもICTの導入とあってありましたけれども、それを実施する事業

者全部そういったオンラインで保護者というか、つながるといえるのか、形なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 4月からの乳児等通園支援事業につきましては、総合支援システムという国のシステムを使ってやり取りがなされますので、市のほうで進めているICTというのは、あくまで市の中の話でありまして、誰でも通園制度というのは全国的なシステムの中で行うものですので、保護者が自分の例えばスマートフォンから総合支援システムに面談の申し入れをして、それで進めていくという形になります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 国がシステムをつくって、それでやるということでした。そういった点では、市がそういった面談に絡んでこないという状況になってしまうのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 実際の面談に、市がそこに立ち会うということではなく、あくまで市は登録、利用者が登録の申請をして、その登録を行うと。登録をされた保護者は、今度は施設のほうに面談の予約を入れまして、施設と面談の日程調整をして、実際の面談に入っていくと、そういうことになりますので、面談については保護者と施設が日時を決めて行うものということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 2年間やってきたわけですがけれども、そういった中での課題というか、そこら辺はこの中に入っているということですがけれども、そこら辺の課題みたいのは見えてきたのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長こども未来部長。

○こども未来部長（首長正博君） 前もお話をしたかと思いますがけれども、まず第1点目として、いわゆる園側のほうが初めての方の対応になりますので、その負担をどういうふうに軽減していくのか、円滑に利用できるようにしていくのかということが1つ挙げられます。それは面談をきちんと徹底していくというような部分で、少し解消の道というものはできてくるかなというふうに思います。

ただ、もう一つ重大な点として、お子さんが全然それまでそういう集団生活をしていないところに、いきなり預けられるというような部分、これ子供の視点で見たときに本当にどうなのだろうという部分の課題というものはあるのかなというふうには思っています。

ただ、基本的に、まずこの制度ができて、10時間という短い時間であるけれども、今まで利用できなかった方が利用できる、そういう機会も出てきたという部分のところのほうを評価しながら、その部分のところというものは、やはり子供がしっかりとそこで安心安全な暮らしができるような支援というものを行政も園側もやっていかなくてははいけない。そういう部分のところだというふう

に認識していますので、そこはもう走りながら、やりながらしっかり考えていくというところで、まずはこういう制度をしっかり安定的にスタートさせるということが大切なというふうには思っております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

ちょっと待ってください。ご答弁ありますか。

では、江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほどの広瀬委員のご質問の回答でございますけれども、まず減免の方法については、まだ国が示していないという状況にありまして、令和8年度は、現時点では要領の対応になるものと考えております。国から示された後、対応については指示に従っていくということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 4月からこの事業を予定している市内の園というか事業所というのは、どのぐらいあるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 現在、10施設、公立1つ、民間9の10施設で行っておりまして、4月から民間が1つ増えて11ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第23号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第32号 栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） ただいまご上程いただきました議案第32号 栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は49ページと50ページ、議案説明書は78ページから81ページでございます。

初めに、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の78ページを御覧ください。提案理由につきましては、報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる施設に、し尿処理施設を加えるに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の内容につきましては記載のとおりでございますが、詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。恐れ入ります。80ページ、81ページを御覧ください。左側が現行、右側は改正案でございます。

第2条中、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項を、改正案は法第8条第1項に、現行のごみ処理施設のうち、焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場を、改正案は一般廃棄物処理施設に改めるものでございます。改正案の一般廃棄物処理施設は、ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場が対象になるものでございます。

次に、議案書によりご説明申し上げます。議案書の50ページを御覧ください。条例の制定文につきましては、先ほど新旧対照表によりご説明させていただきましたので省略をさせていただき、末尾にあります附則を御覧ください。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては、以上となります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おはようございます。ご苦労さまです。生活環境調査というのは、ごみ処理場とかの新設や建て替えのときに、生活環境にどう影響を及ぼすかということで調査するものなのですが、今回、提案の理由として、し尿処理施設を加えるに当たりにということで、イコールし尿処理施設を今後、改築予定になっておりますので、それが理由なのかなと思っていたのですが、今までのし尿処理施設についても生活環境調査の意見書等はあったのですよね。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） こちらの環境影響評価法というのが平成7年に制定されまして、平成9年から施行されたという経過がございます。今のし尿処理施設は、最新のし尿処理施設は平成7年に竣工されたのです。このため、縦覧とかそういった手続は踏んでおりません。ただ、その後、とちぎクリーンプラザ、これは平成14年にできたのですが、そのときにはこういった手続を踏んだ中で進めました。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、80、81ページの現行と改正のところで、一般廃棄物処理施設というのは、先ほど課長のほうからご説明があったとおりということなのですが、そこにし尿処理場というのは入っていなかったかのように思うのですが、この条例改正に当たって、し尿処理場は先ほど申しただいた一般廃棄物処理施設に含まれるということの理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） そのとおりでございます。ごみ処理施設とし尿処理施設、そして最終処分場が一般廃棄物という位置づけになっております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、先ほどご説明いただきました生活環境の影響調査、これが縦覧できるように手続をするのが、この条例の本旨でございますけれども、それを定めているのは、先ほど課長が話された法律ではなく、私の記憶だと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、俗に言う廃掃法の中にもそういった文言はあったかのように記憶があるのですが、今回の条例のいわゆる上位法というのは、どちらになるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 廃棄物処理法でも、いわゆる環境アセスメント、そういった定めはございますが、今回、施設を指定するというのですか、そういったものに当たりまして、この基となる国のほうの法律に基づいた指定をしております。

今回、現行案のこちらは法第8条第1項となっておりますのですが、こちらについては一般廃棄物処理施設の許可を指定する内容になっております。こちらは、例えばごみ焼却施設ですと、1日当たりの処理量が5トン以上の場合が必要ですとか、あとは最終処分場については、こういった地域でないといけませんよとかという内容です。

今回の法８条につきましては、これは一般廃棄物を設置する場合には県の許可が必要になるのです。そのときに併せて、いわゆるアセスメントを提出することになっているのですが、そこに３施設、ごみとし尿と処分場というふうに加えたものが含まれておりますので、そういった形で進めていきたいと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ありがとうございます。

では、ちょっと細かいところをお聞きしますが、調査結果縦覧については、縦覧できるところが告示された場所ということで決められていると思うのですが、この場合、環境課になるか、それともクリーン推進課になるのか、どちらになるのか。

加えて、そういった調査書の縦覧をされたケースというのは今まであったのだろうか、ちょっとその２点についてお答えいただければ。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 縦覧の場所とか期間については、今回の改定します条例のほうに記載しておりまして、栃木市役所と、あとは調査を実施した場所の周辺地域ということで指定しております。これらの縦覧等、過去については、先ほど申し上げましたクリーンプラザのときに実施をしたというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、し尿処理施設もその対象になると。これは国の法律が変わったということに入れるのだと思うのですけれども、加えるその理由というのは何かあるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） これは縦覧の方式については、国の法律の改定に伴うものではなくて、より丁寧にはかの方の意見とか聞くということで、お聞きしたいということで、し尿処理施設を今回、加えた。

例えば近隣ですと、最近、し尿処理施設を整備した自治体では、千葉県の成田市とか、埼玉県の久喜市とか、やはりこういった形で進めております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第32号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第33号 栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第33号 栃木市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は51ページ、議案説明書は82ページでございます。

それでは、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の82ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市老人福祉センター福寿園の休館日を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市老人福祉センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、改正内容について新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、議案説明書84、85ページを御覧ください。改正内容につきましては、別表第1（第5条関係）にあります栃木市老人福祉センター福寿園の休館日を（1）木曜日から日曜日に、また表中（2）の祝日（敬老の日は除く。）と改めるものであります。

議案説明書52、53ページも併せて御覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 福寿園が木曜日から日曜日を休館にすることなのですが、その変更理由というもの、そういう何か要因があったのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 福寿園の実績を見ますと、日曜日だけがあえて少ないのです。例えば令和6年で見ますと、日曜日が1,347人に対して、ほかの曜日は全て2,000人超えです。水曜日が一番多くなっているのですが、これは泉寿園のほうが休みのために水曜日が多くなっている現状です。

日曜日が少ない原因というのは正直言って分からないのですが、福寿園は明らかに少なく、過去6年の平均でも10%ぐらいしか取れていないので、そこを一旦変更して、試験的にでも違う曜日にするという必要性はあると思います。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 福寿園ってほかの施設というか、入っていると思うのですが、そこら辺はどうなるのですか、子供のやつ。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 今回は、あくまでも老人福祉センター福寿園に該当しますので、福寿園の休館日を変えるというだけです。子供とかは通常どおりです。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 利用者の方たくさんいらっしゃると思いますけれども、変更するよという周知についてはどのようになっていますか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 3月には変更しますので、もう既に議員の皆様にも、実は最初情報提供ということでちょっと知らせていただきましたので、この議案が通りましたら、正式になりますというのを大々的に言っていこうと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 楽しみにして来られている方もいらっしゃると思いますので、丁寧な周知をお願いしたいと思います。

指定管理者との協議はどのようになっていますか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 指定管理者につきましても、今回、そもそも日曜日が足りないというので、指定管理者のほうからきちんと分析をいただいて、ならば市のほうとしても変更してい

こうという形になりましたので、指定管理者とはもちろん協議済みです。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 泉寿園については、検討の対象にはならなかったのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 先ほども言いましたとおり、明らかに数字として低いのは福寿園です。まずは福寿園を試験的にやってみたいというところです。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第33号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第34号 栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 続きまして、ただいまご上程いただきました議案第34号 栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は54ページ、議案説明書は86ページでございます。

それでは、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の86ページを御覧ください。提案理由でございますが、敬老祝金の支給額を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市敬老祝金支給条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、改正内容について新旧対照表によりご説明を申し上げます。議案説明書88、89ページを御覧ください。改正内容につきましては、第3条第1項の表、100歳の誕生日を迎える者の金額「10万円」を「5万円」に改めるものであります。議案説明書55ページもあわせて御覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 民生の研究会でもお示しいただいたと思いますけれども、改めて5万円に削減することでの財政効果をお示しいただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 研究会でもご説明させていただきましたが、100歳到達者、いわゆる栃木市の高齢化、さらに上の90歳以上というのが増えている現状がありまして、推計によりますと、3年後に100名を超える100歳到達者がいるということで、この財政状況とかを考えると、ずっと10万円のままでなくて、やはりここで5万円に落として、ただ100歳という喜びというのですか、そこは市としてはやはり歓迎すべきだということで、金額を下げて、この制度を維持したいというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 分かりました。これはケアする方への慰労金という趣旨が大きかったものですから、それを減額したということですので、敬老祝金の減額についての趣旨は理解するところですが、その分減額した分については、ケアする人をケアするような手当の在り方については引き続き検討いただきたいと思いますと思いますが、お考えをお示しいただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） やはり今、福祉というものは、全体で支えるように地域共生社会なんかを目指しておりますので、この減額した分については、そういう地域ですか、地域が活性化する形で使えばいいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 5万円に減額するのですけれども、近隣の市町というか、そこら辺を参考にはしたのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 近隣の状況は確認しておりまして、近隣がどうだからというわけではなくて、先ほども100歳到達が増えていくという現状がありますが、近隣についても結構そこについては、やはり変更している自治体等もありまして、今少ないところでは3万円とかあげていないという自治体も存在しているところがありまして、栃木市は10万円だったのですけれども、今回、5万円というのは、こちらの職員側からすると致し方ないのかなというふうには考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 減らすことによって、浅野委員は財政効果と言いましたけれども、その財政効果をどういうふうに生かすかというか、そこら辺も聞いておきたいのですけれども。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 先ほどこっちと浅野委員の答弁でも言いましたけれども、福祉に関しましては、やはり地域共生社会というのを目指すのが大前提になっておりますので、そういうところで地域が活躍するという形で、何かうちの課だけではなくて、部としてそういう形で使っていければというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ホームページで令和7年度の支給状況というか見ますと、101歳以上の方には何か記念品を上げているというふうなことがあったのですけれども、この条例には何もないのですけれども、これは引き続きやるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） その件に関しましては、前、研究会でちょっと皆さんに議論いただいたとおり、101歳以上は、今までは花束を、3,000円相当をあげていたのですが、そこに関しては来年からはカットしまして、お祝いのメッセージという形で101歳以上を祝うという形に変更したいというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 花束を贈っていたということで、ある101歳以上の親を介護しているというか、見ている人から、花束だと枯れてしまえばなくなってしまおうと。何か残るものが欲しいのだというようなことだったのです。そうしますと、メッセージを上げるというか、やるということですが、けれども、何かメッセージの中身というのは、ただ紙でやるということなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） ごめんなさい。先ほど花束という、祝花なので、植えられている、贈呈用の花になっております。ごめんなさい、花束ではなくてというところです。

メッセージを贈るあれというのは、当然予算の要求なんかもありますので、その中でやはり私たちは、101歳の方がもらって少しは喜ぶというような、そういう形は取りたいと思いますので、メ

ッセージに工夫をすとか、その贈る用紙をちょっとでも工夫して、何とかそこは市として皆さんをお祝いするという気持ちは伝えたいというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご苦労さまです。今、日本、この国は、3割が65歳以上ということで高齢化が進んでいく。そして、医療が進んだことによって、平均寿命も延びていって、コストがかかり過ぎてきてしまうのでという理由は当然ながら分かるのです。

さっき白石委員のほうからも、では近隣はどうなのだと。例えば3万円とおっしゃいましたけれども、足利市ですよね。宇都宮市とか佐野市とか野木町は10万円です。やってきていますけれども、それも今後どうなるか分からない。動向はまだはっきり分からないのしょうから、栃木市も比較的高齢者100歳については優遇をしていた自治体というのも重々分かっているのですけれども、では例えば那須塩原市なんかは100歳に限っては、今まで5万円だったものを10万円にする。だから本当におめでたいところだけは継続もしくはプラスをするけれども、ほかは一切やらないように決めた。そういった手段、手段、方法、方法によってのコストの計算というのはされたのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 手段というのは、私たち、祝金分野だけではなくて、例えば高齢介護課全体とか、そこを見ながら、やはり簡単に言うと昨年度よりどのぐらい増やすことが可能なのかとか、それは全体の財政とかも見まして、そういうところで手段というか、シミュレーションはして、今回、この祝金に関しては、確かに10万円とかくれている市はまだ存在はするのですが、栃木市としては5万円はやむを得ないだろうということで判断をしております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私は別に5万円にしたのが駄目だということではなくて、いきなり5万円にするよりは、例えば段階的に引き下げていく方法とかもあったわけです。そのほうが支給をされている方、言い方悪いですが、去年100歳になった人は10万円だったけれども、今年100歳の人は5万円だというのは、いきなり格差が激しくなってしまうものだから、その辺の格差是正をしていく中で、変動率を抑えたような施策のほうが乱暴ではなかったかなとは思いますが、そういった議論って出なかったですか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内保健福祉部長。

○保健福祉部長（寺内 均君） おっしゃるとおりでありまして、いろんな議論が必要かと思えます。以前は、敬老金につきましては85歳、90歳、95歳、100歳ということで、かなりバリエーションに富んだ年齢層に祝金を出しておりました。今現状は、85歳の方に年間1万円ということ、それから100歳の方に、今回ですと5万円、前回ですと10万円という形なのですが、85歳の方が、団塊の世代の人が全て75を超えたということで、85歳の方がかなり増えてきている状況にもございます。

相対的に100歳だけを見ると減額という形になるのですが、85歳、敬老金全体を見ますと、それ

ほど大きな減額になっていないというところが、85歳の増加率というものもありますので、そういったことも踏まえまして全体的にあまり予算を増やさない中で、100歳の方に対しても尊厳を保ったというか、敬意を保った敬老金支給を継続するというところの中で、割合を取った上で、5万円という形に今回のほうはちょっと下げさせていただいたということでご理解いただければというふうに思います。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） おっしゃるとおりなのですが、例えば85歳の方に1万円を差し上げる。団塊の世代の方が、このままですと大量に、大量にという言い方は変ですね。多くの方々が健やかに年を取っていかれるのが予想されるということで、予算の幅から考えれば、100歳の10万円を下げざるを得なかったということだと思うのですが、逆に85歳をゼロにして、100歳というのは本当に1世紀、人生の節目もいいところでございますし、本当のお祝いだと思いますので、そちらは継続というような意見、試算というのはなかったでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内保健福祉部長。

○保健福祉部長（寺内 均君） 100歳のみの試算、それから85歳をゼロにするということも、当然私どもとしては委員の考えと同じ等に、何か一本化してということも考えたのですが、やはりちまたの意見というか、皆さんの、市民の方、85を目の前にしている市民の方々、老人クラブであったりとか、俺ももうすぐ85なのだよねという人の、来年になれば1万円もらえるのだよねというような話が非常に多いという点、明らかにその人数の方のほうが非常に多いというところもありまして、この敬老金の支給に関しては二役ともいろいろ協議をしながらというところではあったのですが、人生100年時代とはいえ、何とか切りのいい85というところのベースについては、その段階で一回お祝いをしようというようなところで話が進んだものですから、現状85歳というのが残っておりますが、最終的には何か一本化していきたいというような方向で検討してまいりたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第34号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第5、議案第35号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 引き続き、よろしくお願いします。ただいまご上程いただきました議案第35号 栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は56ページ、議案説明書は90ページでございます。

それでは、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書の90ページを御覧ください。提案理由でございますが、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

参照条文は省略させていただきます。

続きまして、改正内容について説明をさせていただきます。議案説明書は92ページから99ページが新旧対照表でございますが、ちょっと長いので要点をもって説明とさせていただきます。

今回の条例改正の趣旨といたしましては、国における令和7年度税制改正におきまして、給与所得控除額を「55万円」から「65万円」に引き上げる見直しが行われましたが、介護保険に関しましては、介護保険事業計画中に保険料収入が減少する可能性があることから、令和8年度に限り介護保険料の算定に給与所得控除の影響を受けないよう、国において介護保険法施行令の一部の改正が行われたことに伴い、本市の条例を一部改正するものであります。

なお、附則第16条では、保険料算定に関する所得の額の算定方法の特例を定める条文であり、附則第17号では、保険料の算定に関する基準の特例を定める条文となっております。

以上をもって説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありますか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 令和8年度のみ所得控除の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（内海まさかず君） 分かりました。その説明を、何がどうなったのかというのがよく分からないので、もう一度お願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） すみません、ちょっと分かりづらくて。国において税制改正が所得控除を55万円から65万円に引き上げるという法律が、所得改正がありました。それに対して介護保険に関しても、本当は通例ではそこに倣う形なのですが、国の厚生労働省において介護保険に関しては3年間の事業計画というのが定められているので、そこへ今回の改正を適用すると、保険料が結構変わってきってしまうということから、令和8年度に限り、その所得改正に関しては、介護保険では認めません、認めないような、そういう改正が国において行われたということです。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それって市民側から見ると、どういう評価をすればいいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 市民側、介護保険だけで見ると、市民にとってはあまりいいこと、要は10万円の本当は改正があるのに、10万円を見ないことにしますよというのが今回の条例改正です。市民側から見るとあまりいい改正ではないというふうに考えています。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 令和8年度だけに適用という、適用というか、介護保険を3年ごとで見直しが令和9年度なのですか、そこはあれはなくなってしまうのだけれども、そうしますと次のときは影響を受けると。それはどういう影響なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 当然所得控除を持っている方については10万円を適用させますので、その分に対して、例えば給与所得が同じであって、たまたま10万円で段差が、例えば今回、（3）段階から（4）段階のところ、3段階になるというふうな形で、どのくらいの方が影響が出るか分からないのですが、改正後は普通に適用するというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） では、質疑はないようですので、これをもって終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第35号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時04分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第6、議案第36号 栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） ただいまご上程いただきました議案第36号 栃木市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は63ページから65ページ、議案説明書は100ページから103ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の100ページを御覧ください。提案理由であります、遺児手当の支給対象となる児童の年齢を18歳までに引き上げるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市遺児手当支給条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、児童の定義を改めることであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、102ページと103ページを御覧ください。第2条に規定する児童の定義としまして、現行の「義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する場合にはその在学する間を含む。）の者」から、改正案としまして、「18歳に達する日以後の最初

の3月31日までの間にある者」に改めるものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の63ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になります。

次の64ページ、改め文の内容は、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則第1項でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するというものであります。

次に、附則第2項の経過措置でございますが、先ほど新旧対照表でご説明いたしました15歳に達した日の属する学年の末日以後、引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する者について、改正後も支給の対象とするものでございます。

次に、附則第3項の支給期間の特例でございますが、現行では認定の請求をした日の属する月の翌月から支給対象となりますが、本改正に伴う認定請求においては、令和8年4月30日までに請求した場合は、その請求をした月から支給の対象とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） すみません、ありがとうございます。これ民生常任委員会から多分要望が出ていたことを早速取り上げてもらって、条例改定で18歳までになったということなのですが、これちなみに18歳までの対象者って何件ぐらいになりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） お答え申し上げます。

新規に認定する人数が13人で、15歳で高校生に上がるので、なくなってしまう高3が継続認定という形で6人で、合計19人を予定しております。

○委員長（森戸雅孝君） 川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） すみません、ありがとうございます。これ多分所得割で課税になってしまふところが対象外になってしまうということは、それはそのままですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） その点については、改正はございません。

○委員長（森戸雅孝君） 川田副委員長。

○副委員長（川田俊介君） これ私が出させていただいたのですが、私の本当に身近な方がやっぱり

シングルマザーの人で亡くなってしまって、お子さんが高校生で、今お兄さんの扶養に入っていて、それでお兄さんのところに迷惑をかけたくないということで、一生懸命今バイト、本当に学業そっちのけで一生懸命バイトして、専門学校へ行くために頑張って貯金してやっているのですが、そういう方のためにも、そんなに多くない人数だと思うので、所得割額の課税対象とか除いてもらおうと、多分毎日バイトしてしまうと結構所得いってしまうと思うので、そこら辺もちょっと今後、加味してもらえたらなと、プラス要望を言わせてもらいます。お願いします。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この財源というものは、どこから来るのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 基本的には県の制度を利用しておりまして、県から2分の1という形で、市町村総合交付金という形で交付があります。今回の拡大の部分につきましては、県の支給条件ですか、そちらを市独自に行うものですから、それについては市単独となりまして、子ども未来基金を活用したいと考えております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 子供に対しては、今手厚くなってきているのですけれども、これというのは、では市の単独事業なのですか、県の財源が入るけれども。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 今回、独自に拡大した部分、中学生から高校生まで拡大した部分については、市の単独事業という形になります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第7、議案第37号 栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） ただいまご上程いただきました議案第37号 栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は66ページと67ページ、議案説明書は104ページから107ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の104ページを御覧ください。提案理由であります、第1子の児童を出産した者等に対して、赤ちゃん誕生祝金を支給するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市赤ちゃん誕生祝金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、支給要件に係る規定を改めることと、祝金の支給対象となる児童を改め、字句の整理を行うものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、106ページと107ページを御覧ください。第3条に規定する支給要件について、祝金の支給対象者を現行の「1子以上の児童を養育し、出産した者」から「児童を出産し、及び養育する者」に改めるものであります。

第4条に規定する祝金の額については、現行の「第2子」から「第1子及び第2子」に改めまして、第1子から祝金の支給対象とするものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の66ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になります。

次の67ページ、改め文の内容は、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

下段の附則でございしますが、この条例は、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 手厚くするという事で、歓迎すべきことだと思います。財源についてなのですが、これは当初予算の説明書の新規事業の中の説明、第1子260人ということになっているのですが、これでも、こういう理解でよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 新規に対象になるのは260名というふうに見込んでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） そうすると出生者数は260人を見込んでという理解になるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） これはあくまで第1子の出生という形でございますので、全体的には650人というふうに見込んでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今まで第1子は対象にならなかったのだけれども、でも今までの意味というのはどうなのですか。1子は抜いている趣旨というか、そこら辺はどうなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 抜いていたといいますか、第1子に関して第2子、3子以降、多子世帯の経済的負担軽減という形の趣旨で、今までは第1子以降としていたというふうな経緯がございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今度は1子から支給するという、いいと思うのですが、条例を見ると、子育て支援に寄与することを目的とすると。1万円で寄与するのかどうかというところなのかもしれませんが、どうなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長こども未来部長。

○こども未来部長（首長正博君） 1万円で寄与するか寄与しないかという、そういう議論を言っている話ではなくて、あくまでも今回、赤ちゃん誕生祝金の第1子を該当させたという部分については、これまでは多子世帯の経済的支援という側面があったところを、これだけ子供が減ってきて、市としても子供の数の維持、向上というものを図っていかなくてはならないという部分のところに對しての何らかの施策をやはり打っていくべきだろうと。

これまではどちらかというと、直接的経済支援よりは、様々なサービスの充実という部分のとこ

ろで進んできたけれども、やはりそれに併せて経済的支援というものも加えていくという部分の取組をして、その効果を見た上で、さらに必要とあらば、経済的支援の強化も含めた対応というものをしていこうというような、そういう第一歩という部分でご理解をいただければありがたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、第一歩ということで、これが進んだということは、ではこれからさらに今後拡大していく可能性があるのでしょうか。例えば、あんまり他市の事例を申し上げたら失礼なのですけども、真岡市においては、第1子、第2子が2万円なのです。第3子から3万円という制度になっておりまして……発言中です。どこまで言ったっけ。

〔「真岡市の場合」と呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） そういった意味で、栃木市もこの条例、制度が拡充していく可能性があるのか。1万円という数字が年に600人ということで、決して少ない金額だとは言いませんが、栃木市で行っている少子化対策、子育て関連の施策からすると、若干金額が物足りないような部分が見え隠れしております。その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 首長こども未来部長。

○こども未来部長（首長正博君） おっしゃるとおりで、今回の第1子1万円という部分も議論はいたしました。10万円というそういう部分のところを思い切ってやったらどうだというような、そういう意見も出ました。ただ、スタートの段階の部分のところで、やはり大きな風呂敷をなかなか広げていくのも難しいだろうということで、第一歩としては1万円という、そういう考え方です。

広瀬委員おっしゃるように、これから検証した上で、私どもは今回の部分のところは、まさに、ホップ、ステップ、ジャンプのホップの段階だというふうに思っておりまして、検証の結果として、さらにステップを経て、最終的にはやはり経済的支援も一定程度県内で誇れる、そういう自治体になっていくという部分のところを目指した形で拡大を進めていきたいという、そういう考え方を持っているところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 最初からあまり張り切ってしまうと、ホップの前に踏み切り板飛び越して失格ということもありますので、慎重な進め方は結構だと思うのですが、他市の事例というのを参考にしながらということになっていくのだと思いますが、この赤ちゃん誕生祝金、今のところは3子までたしか規定が出ているのかなと思いましたけれども、栃木市は3子はなかったでしたっけ。ありますよね。多くのお子さんを育てているお宅からは、これだけ少子化に寄与しているので、そういうことの視野を広げてほしいと。要するに3子以降についてもいろいろ考えを巡らせていただきたいという要望がございました。今後、そういった人数的な面についての拡充も検討はされた

のでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長こども未来部長。

○こども未来部長（首長正博君） おっしゃるとおり、第3子以降の方についても祝金という部分のところで、今回、対象にしておりますけれども、金額的な部分のところで言えば、まだまだ1万円、2万円という部分のところのレベルでありますので、これを強化をしていく必要性というのはあるというふうに思っております。その部分のところというものについて、どういう形を取っていけばいいのか。

では、経済的支援だけを充実させればいいのかというと、そういうわけでもないですから、やはりそれらのバランスというものをどう取っていくかというところを考えていく部分は必要で、今後、その点についてはしっかりと考えさせていただきたいなというふうに思っています。

参考までに、今回、すすく、いわゆるおむつの現物給付の部分のところも、これまで1万円相当だったものをチケットで2万円に変えていくというような部分のところ等も行っていて、そういう点も含めてステップの段階だというようなところで、最終的にはどういう形でバランスの取れた子供政策が取れるかということについて、しっかりと考えていきたいなというふうに思っております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第37号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第8、議案第38号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） ただいまご上程いただきました議案第38号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は68ページと69ページ、議案説明書は108ページから111ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の108ページを御覧ください。提案理由であります。放課後児童支援員の資格要件を緩和した上で、当該資格要件に係る経過措置の期限を延長するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

なお、放課後児童支援員とは学童保育支援員のことでございまして、厚生労働省で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で規定された名称になります。

改正の概要につきましては、放課後児童支援員の資格要件を改めることと、職員に関する経過措置を改めることとでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、110ページと111ページを御覧ください。まず、第12条の改正ですが、放課後児童支援員の資格を取得するには、資格認定研修を受講する必要がある、その研修の主催は、都道府県知事のみではなく、政令指定都市及び中核市の長においても実施していることから、追加したものでございます。

次に、附則の職員に関する経過措置ですが、「令和8年3月31日まで」から「令和11年3月31日まで」3年間延長したいというものであります。

また、読替規定において、研修については、市がその者の研修計画を定めた上で、その研修計画を定めた日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているものという規定に改めるものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の68ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になります。

次の69ページ、改め文の内容は、先ほど新旧対照表でご説明しましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） では、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第38号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席いただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第9、議案第39号 栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ただいまご上程をいただきました議案第39号 栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は70ページ、71ページ、議案説明書は112ページから117ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書の112ページを御覧ください。提案理由であります。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表によりご説明させていただきます。

参照条文につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、114ページ、115ページの新旧対照表を御覧ください。初めに、第8条、第9条、第12条及び第17条につきましては、字句の整理を行うものでありまして、乳児等通園支援事業者の規定については、基準の対象を明確化するため、乳児等通園支援事業所と改めるものであります。

次に、第15条になりますが、第6号は運営規程に定める利用定員について、乳児、幼児の総数で定められるようにするもので、第7号につきましては字句の整理を行うものであります。

116ページ、117ページに変わりますが、第19条第3項につきましては、余裕活用型乳児等通園支援事業に係る利用定員について定義を明確化するため、定義規定を加えるものであります。

第25条につきましては読替規定を削除するもので、第26条につきましては字句の整理を行うものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の70ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明は省略させていただきまして、71ページを御覧ください。改正文であります、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、末尾にあります附則を御覧ください。

この条例は、令和8年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。いかがでしょうか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは乳児等通園支援というのは、何を意味しているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほどの条例と同じですけれども、乳児等通園支援、これはいわゆるこども誰でも通園制度になりますので、この条例の定めているものにつきましては、乳児等通園支援事業者の認可基準、こちらがこの条例の目的でございますので、その事業を行うに当たっての認可基準を定めている内容でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 一般の保育園というイメージではなくて、先ほどの条例だと特定がついていたと思うのですけれども、特定乳児だったと思いますけれども、違うのですか、同じなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほどの特定というのは、この乳児等通園支援の事業を行うに当たって、事業者がその事業を行うまず認可、これは児童福祉法上に定める事業認可になりますけれども、

その認可基準を定めるのがこの条例です。

先ほどの運営の基準条例については、特定をつけるというのは、給付制度になりますので、市が給付費をその事業者を支払うことができるのかできないのか、その基準を満たしている事業者かどうかという判断をする上での基準を定めるのが先ほどの条例で、その基準に適合している、適格だということであれば、確認というお墨つきが生まれて、その確認の下に給付を受けられる事業者が特定という名称がついてくると、そういうことでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ある意味、私が勝手にこれをやるということもできて、そのときには、この条例に規定されますよということよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 事業を行う場合には、まずこの条例に基づいた認可基準を取る必要がございます。認可を受けた事業者は、今度は給付費の支給を受けての事業を行うということになれば、先ほどの運営基準での確認という行政行為を受けて、給付費を受けるということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 多くの事業所は、給付費を受けると思うのですけれども、今、これに対する、条例に対する、規定される事業所というものは、栃木市内で想定されているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほど実施の施設をお尋ねになったと思うのですけれども、現在、公立含めて10、公立が1園ですので、民間で9施設がこの事業認可を受けて行っているという状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、誰でも通園制度を利用する場合には、これは必ずクリアしないといけないで、給付費をもらおうと思ったら、さっきのやつをもらって認可を受けてやるということなのですね。給付費をもらわずに、個人で全部利用者からもらうか、自分から持ち出すか分からないのですけれども、やるよというような事業者というのはあるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今のところはないと……

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第39号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第17号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第10、議案第17号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）（所管関係部分）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） ただいまご上程いただきました議案第17号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第8号）（所管関係部分）につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の66、67ページをお開きください。2款1項16目諸費は、補正額629万3,000円の減額であります。説明欄の防犯灯維持管理事業費につきましては、防犯灯の電気料が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次の国県支出金返還金（こども家庭センター）につきましては、令和6年度母子保健衛生費国庫補助金、令和6年度（令和5年度からの繰り越し分）、母子保健衛生費国庫補助金の交付額確定に伴う超過交付分の返還のため、増額したいというものであります。

次に、70、71ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額3,016万8,000円の減額であります。説明欄の戸籍情報システム改修委託費につきましては、標準準拠システムの一部機能に係る開発の進捗が当初の見込みより遅延していることから、業務委託料を減額したいというものであります。

次の戸籍振り仮名記載委託事業費につきましては、通知書の発送方法の調整により、料金割引率を最大化できたことに伴い、通信運搬費を減額補正するほか、業務委託における入札差金や業務委託開始後の業務実績に応じた契約変更に伴い、業務委託料を減額したいというものであります。

次に、74、75ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額1億2,487万4,000円の減額であります。説明欄の会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた会計年度任用職員の雇用が今後も予定がないため、減額したいというものであります。

以下、会計年度任用職員共済費につきましては、同様の理由により不用額が見込まれるため補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次の国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でありまして、額の確定に伴い、減額したいというものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でありまして、額の確定に伴い、減額したいというものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する市の療養給付費負担金でありまして、額の確定に伴い、減額したいというものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては社会福祉振興寄附金、総合政策課が算出したふるさと応援寄附金の歳入増額見込み、地域福祉基金利子の歳入減額に基づき、積立金を増額したいというものであります。

次の会計年度任用職員人件費（障がい福祉課）につきましては、予定していた会計年度任用職員の採用を行わなかったことから、減額したいというものであります。

次に、2目障がい福祉費は、補正額2,957万5,000円の減額であります。説明欄の成年後見制度利用支援事業費につきましては、当該制度の利用者が当初見込みを上回ることから、増額したいというものであります。

次の障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、日中一時支援の利用者が当初の見込みを下回ることから、減額したいというものであります。

次の栃木地域活動支援センター委託費につきましては、地域活動支援センターの利用者が当初の見込みを上回ることから、増額したいというものであります。

次の都賀地域活動支援センター解体事業費につきましては、地域活動支援センターの運営を委託していた事業者側で、施設附属物等を撤去したことに伴い、解体工事費を減額したいというものであります。

次に、3目高齢福祉費は、補正額3,181万1,000円の減額であります。説明欄の介護保険特別会計繰出金につきましては、職員人件費の減額に伴い、介護保険特別会計への繰出金を減額したいというものであります。

次の老人保護措置事業費につきましては、措置入所者が当初見込みの人数を下回ったため、減額したいというものであります。

次の緊急通報委託費につきましては、緊急通報装置が当初見込みの設置台数を下回ったため、減

額したいというものであります。

次の在宅寝たきり老人等介護手当支給費につきましては、当初見込みより支給費の減額が見込まれることから、減額したいというものであります。

次の紙おむつ給付委託事業費につきましては、当初見込みより委託費の減額が見込まれることから、減額したいというものであります。

次のはつらつセンター委託事業費につきましては、新規にはつらつセンターを設置する自治会が当初見込みより少なかったほか、前年度限りではつらつセンターを休止する自治会があったため、委託料を減額したいというものであります。

次に、76、77ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額4,110万7,000円の増額であります。説明欄の子ども未来基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の減額が見込まれることから、積立金を減額したいというものであります。

次の会計年度任用職員人件費(こども家庭センター)につきましては、会計年度任用職員の時間外手当等が当初見込みより少なかったため、報酬を減額したいというものであります。

次の病児・病後児保育事業費につきましては、国の基準の改正に伴い、病児・病後児保育事業実施施設へ支払う委託料を算定するための補助基準額が増額となったため、増額したいというものであります。

次の民間保育所等入所委託費につきましては、国の基準の改正に伴い、民間保育所等へ支払う委託料を算定するための公定価格が増額となったため、増額したいというものであります。

次の民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金につきましては、申請施設数が当初見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の子どものための教育・保育給付費につきましては、国の基準の改正に伴い、民間認定こども園等へ支払う給付費を算定するための公定価格が増額となったため、増額したいというものであります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、事業を実施する民間保育施設等が当初の見込みより少なくなったため、減額したいというものであります。

次の民間保育所等食物アレルギー対応給食提供事業補助金につきましては、申請施設数が当初見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の子育てのための施設等利用給付費につきましては、認可外保育施設等を利用する施設等利用給付対象者が当初の見込みより少なくなったため、減額したいというものであります。

次の認定こども園施設整備費補助金につきましては、補助を予定していた認定こども園において工期に遅れが生じ、補助金の交付額が減額となるため、減額したいというものであります。

次の民間保育所等使用済おむつ処分事業費補助金につきましては、対象となる児童数が当初見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の民間保育所等物価高騰対策補助金につきましては、交付希望調査により希望施設がなかったため、減額したいというものであります。

次の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）補助金につきましては、利用児童数が当初見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の障がい児等保育支援補助金につきましては、申請施設数が当初見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次に、3目母子福祉費は、補正額1,053万7,000円の減額であります。説明欄の母子・父子自立支援事業費につきましては、母子・父子家庭自立支援給付金の受給者が当初見込みを下回ったため、減額したいというものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、措置入所者が当初見込みを下回ったため、減額したいというものであります。

次に、4目児童福祉施設費は、補正額100万円の減額であります。説明欄の職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、当初見込んでいた職員の給料、住居手当について不用額が見込まれるため、減額したいというものであります。

次に、5目保育所費は、補正額2,606万1,000円の減額であります。説明欄の公立保育園改修事業費につきましては、今年度実施した都賀よつば保育園改修設計業務委託が完了したことから、減額したいというものであります。

次のいまいずみ保育園解体事業費につきましては、本年度実施した解体工事が完了したことから、減額したいというものであります。

次に、80、81ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費は、補正額71万5,000円の減額であります。説明欄の生活保護運営対策事業費につきましては、平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応として、生活扶助費を追加給付するためのシステム改修費等の経費を増額したいというものであります。

次の生活困窮者自立支援事業費につきましては、住居確保給付金の申請者が当初の見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次に、2目扶助費は、補正額1億2,960万円の増額であります。説明欄の生活保護費支給費につきましては、平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応として、生活扶助費を追加給付するため増額したいというものであります。

次に、82、83ページをお開きください。4款1項2目予防費は、補正額1億6,651万2,000円の減額であります。説明欄の予防接種事業費につきましては、新型コロナ予防接種について、接種率の見込み30%が当初の想定60%より低いことから、委託料を減額したいというものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対策基金積立金につきましては、令和6年度の新型コロナウイルス感染症予防に関連する事業の決算額が確定したことに伴い、基金繰入金の一部を基金に積み戻し

する必要が生じたため、増額したいというものであります。

次に、3目環境衛生費は、補正額3,776万8,000円の増額であります。説明欄の墓園管理基金積立金につきましては、当初の想定より増額となった墓園永代使用料等について、墓園管理基金条例に基づき基金に積み立てるため、増額したいというものであります。

次に、6目保健施設費は、補正額2,092万2,000円の減額であります。説明欄の大平健康福祉センター空調設備更新事業費につきましては、工事の完了に伴い事業費が確定し、今後の執行見込みがないことから、不用額を減額したいというものであります。

次の栃木保健福祉センター改修事業費につきましては、工事の完了に伴い事業費が確定し、今後の執行見込みがないことから、不用額を減額したいというものであります。

次に、84、85ページをお開きください。4款2項2目塵芥処理費は、補正額9,390万2,000円の減額であります。説明欄のとちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、とちぎクリーンプラザにおけるごみの処理量が当初の想定より少なかったため、とちぎクリーンプラザの管理運営委託料及び焼却灰等の最終処分業務委託料を減額したいというものであります。

次に、3目し尿処理費は、補正額3,358万1,000円の減額であります。説明欄の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、衛生センターにおけるし尿等の搬入量が当初の見込みより少なかったため、衛生センターの管理運営委託料及び処理工程で発生する汚泥等の資源化業務委託料を減額したいというものであります。

次の佐野市し尿処理委託費につきましては、佐野市し尿処理業務委託料の額が確定し、今後の執行見込みがないことから、不用額を減額したいというものであります。

次に、104、105ページをお開きください。10款1項3目教育振興費は、補正額248万2,000円の増額であります。説明欄の幼稚園等養育支援補助金につきましては、申請施設数が当初見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

歳出の所管関係部分の説明は以上となります。

○委員長（森戸雅孝君） 高橋福祉総務課長。

○福祉総務課長（高橋宏樹君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

50、51ページをお開きください。14款1項3目1節保健衛生使用料につきましては、424万8,000円の増額であります。説明欄、墓園永代使用料につきましては、当初の想定より墓所の購入者が多かったため、増額したいというものであります。

次に、15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、473万2,000円の減額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化を図る保険者支援分等に対する2分の1の国庫負担金であり、額の確定に伴い減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、292万6,000円の減額であります。説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、措置入所者が当初見込みを下回ったため、減額したいとい

うものであります。

次に、3節生活保護費負担金につきましては、9,720万円の増額であります。説明欄、生活扶助費等負担金につきましては、増額補正した最高裁判決への対応としての生活扶助費の追加給付に対し、国庫負担分として4分の3の額が交付されることに伴い、増額したいというものであります。

次に、4節生活困窮者自立相談事業費等負担金につきましては、96万1,000円の減額であります。説明欄、生活困窮者自立相談事業費等負担金につきましては、住居確保給付金の減額に伴い、減額したいというものであります。

15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、465万3,000円の増額であります。説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、戸籍情報システムにおける振り仮名記載機能の整備及び関連する事務の補助について、国庫補助対象事業となったため増額したいというものであります。

52、53ページをお開きください。2目1節社会福祉費補助金につきましては、503万6,000円の減額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、主に障がい者在宅生活支援委託事業費の減額に伴い、減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料の減額に伴い、減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、658万4,000円の減額であります。説明欄、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子家庭自立支援給付金の受給者が当初見込みを下回ったため、減額したいというものであります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）利用児童数が当初見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の子どものための教育・保育給付交付金につきましては、公定価格の引上げに伴い、民間保育所等入所委託費等に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、認可外保育施設等の利用が見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育対策総合支援事業のうち、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育所等業務効率化推進事業の実施が見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の就学前教育・保育施設整備交付金につきましては、補助を予定していた認定こども園において工期に遅れが生じ、補助金の交付額が減額となるため、減額したいというものであります。

次に、3節生活保護費補助金につきましては、56万7,000円の増額であります。説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、増額補正した最高裁判決への対応としての生活扶助費の追加支給に係る経費に対し、国庫負担分として10分の10の額が交付されることに伴い、増

額したいというものであります。

54、55ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、4,560万5,000円の減額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、低所得者等の保険税軽減分に対する4分の3の県負担金等であり、額の確定に伴い、減額したいというものであります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減分に対する4分の3の県負担金であり、額の確定に伴い、減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、146万3,000円の減額であります。説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、措置入所者が当初見込みを下回ったため、減額したいというものであります。

次に、2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、251万7,000円の減額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、主に障がい者在宅生活支援委託事業費の減額に伴い、減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料の減額に伴い、減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、652万7,000円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、国の補助基準額の引上げに伴い、病児・病後児保育事業費に対する県補助金を増額したいというものであります。

次の子どものための教育・保育給付交付金につきましては、公定価格の引上げに伴い、民間保育所等入所委託費等に対する県補助金を増額したいというものであります。

次の施設型給付費補助金につきましては、公定価格の引上げに伴い、子どものための教育・保育給付費に対する県補助金を増額したいというものであります。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、認可外保育施設等の利用が見込みより少なかったため、子育てのための施設等利用給付費に対する県補助金を減額したいというものであります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育対策総合支援事業のうち、保育体制強化事業、保育補助者雇い上げ強化事業の実施が見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の1歳児担当保育士増員事業費補助金につきましては、1歳児担当保育士増員事業の実施が見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次のアレルギー給食対応提供事業費補助金につきましては、食物アレルギー給食対応提供事業の実施が見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費補助金につきましては、交付希望調査により、希

望施設がなかったため、減額したいというものであります。

56、57ページをお開きください。17款1項2目1節利子及び配当金につきましては、854万9,000円の増額であります。説明欄3行目、地域福祉基金利子につきましては、決済性預金で管理したことから、無利息であったため減額したいというものであります。

次の子ども未来基金利子につきましては、預金利率の引き上げにより増額したいというものであります。

18款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては、100万円の増額であります。説明欄、社会福祉振興寄附金につきましては、当初の見込みを上回る寄附があったことから、増額したいというものであります。

58、59ページをお開きください。2節児童福祉費寄附金につきましては、982万6,000円の増額であります。説明欄、児童福祉費寄附金につきましては、当初の見込みを上回る寄附があったことから、増額したいというものであります。

19款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、4,446万円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、令和6年度に後期高齢者医療特別会計に繰り出した人件費繰出金等について、決算額の確定に伴い、一般会計に戻し入れるため、増額したいというものであります。

次に、3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、100万5,000円の減額であります。説明欄、介護保険特別会計繰入金（重層的支援体制整備事業繰入金）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料の減額に伴い、繰入金を減額したいというものであります。

次に、2項20目1節子ども未来基金繰入金につきましては、2,179万2,000円の減額であります。説明欄、子ども未来基金繰入金につきましては、民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金、民間保育所等食物アレルギー対応給食提供事業補助金、幼稚園等療育支援補助金、民間保育所等使用済おむつ処分事業費補助金及び障がい児等保育支援補助金に対する繰入金を減額したいというものであります。

60、61ページをお開きください。23目1節新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、1億500万円の減額であります。説明欄、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金につきましては、新型コロナ予防接種委託費用等の財源として繰り入れるものでありますが、接種率の見込みが当初想定より低いことから、減額したいというものであります。

続きまして、繰越明許費補正（追加）の所管関係部分につきましてはご説明申し上げます。8ページをお開きください。3款3項生活保護運営対策事業につきましては、平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応として、生活扶助費を追加給付するためのシステム改修等を行うものでありますが、事業開始を令和8年度当初としているため、繰り越したいというものであります。

次の生活保護支給事業につきましては、平成25年から実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応として、生活扶助費を追加給付するためのシステム改修等を行うものでありますが、事業開始を令和8年度当初としているため、繰り越したいというものであります。

4款2項衛生センター施設整備事業につきましては、造成工事実施設計業務及び環境影響評価業務に関しまして、本年1月末に公表いたしましたし尿処理施設整備基本計画の策定後に発注する必要が生じたため、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しを行うものであります。

続きまして、債務負担行為補正（変更）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。12ページをお開きください。令和7年度地域包括支援センター運営協力負担金（社会福祉士）につきましては、令和8年度に配置する社会福祉士の一部が出向元の事情により変更となり、所要人件費の増加が見込まれるため、債務負担行為の限度額を増額したいというものであります。

次の令和7年度子どもの居場所運營業務委託につきましては、委託施設において食材費、燃料費等の物価高騰により運営費が増大し、委託料の増額が必要となるため、債務負担行為の限度額を増額したいというものであります。

次の令和7年度病児保育事業業務委託につきましては、国の基準改正に伴い、病児保育事業実施施設へ支払う委託料を算定するための補助基準額が増額となったため、債務負担行為の限度額を増額したいというものであります。

次の令和7年度病後児保育事業業務委託につきましては、国の基準改正に伴い、病後児保育事業実施施設へ支払う委託料を算定するための補助基準額が増額となったため、債務負担行為の限度額を増額したいというものであります。

続きまして、債務負担行為補正（廃止）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。13ページをお開きください。令和7年度持続可能な権利擁護支援事業業務委託につきましては、本業務の実施主体が国の制度見直しにより、市町村から都道府県社会福祉協議会に変更となったため、債務負担行為を廃止するものであります。

以上で歳入、繰越明許費補正（追加）、債務負担行為補正（変更）、債務負担行為補正（廃止）の所管関係部分の説明を終了いたします。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。いかがでしょうか。

内海委員。

○委員(内海まさかず君) 67ページの下から2段目の防犯灯維持管理事業費なのですけれども、800万円も減るって電気料のことなのかなと思うのですけれども、これはどういう条件だったのでしょうか。

○委員長(森戸雅孝君) 藤野交通防犯課長。

○交通防犯課長(藤野法之君) こちらの防犯灯の維持管理事業費の減額につきましては、防犯灯の電気料になりますが、昨年度、電気代の高騰を見込みまして試算したところだったのですが、想定より下回りました、それにより800万円の減額というようになっております。

○委員長(森戸雅孝君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

広瀬委員。

○委員(広瀬義明君) 82、83ページです。4款1項3目公害対策費の中の浄化槽設置補助事業費、これが1億二千数百万円の予算だったかと思うのですが、半分近く……

〔「違うんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員(広瀬義明君) 違うのだっけ。

〔「答えられない」「ここじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員(広瀬義明君) 違うのだっけ。

〔「下水」「所管外」と呼ぶ者あり〕

○委員(広瀬義明君) では、質問を変えます。では、取りあえず休憩させてください。

○委員長(森戸雅孝君) 次、内海委員。

○委員(内海まさかず君) では、75ページの障がい福祉費のところで、地域活動支援センターが、これ業者が増えるという説明だったのですけれども、この詳細を教えてください。

○委員長(森戸雅孝君) 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長(鈴木正之君) すみません、業者が増えるというのは。

〔「利用者」と呼ぶ者あり〕

○委員(内海まさかず君) だったら分かるか、大丈夫です。

○委員長(森戸雅孝君) では、答弁はいいのですか。どうです。

○委員(内海まさかず君) 大丈夫です。利用者ね。

○委員長(森戸雅孝君) いいですか。では、続いて。

○委員(内海まさかず君) その下の今度は都賀地域活動支援センターの解体なのですけれども、これ億はかからなかったと思いますけれども、結構かかるなと思って、蓋を開けてみると1,800万円

も減額になるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） こちら当初の金額が、4,000万円ぐらいの金額の当初予算だったのです。当初予算の金額4,000万円というのが、昨年も少しお話し申し上げたとおり、目いっぱい金額で取った形になっていまして、実際には蓋を開けたら2,000万円程度の入札というふうな金額になったというところが1つ。

それから、社会福祉協議会がここに入っていたのですけれども、社会福祉協議会のほうで設置していたエアコンですとか、あとは外に設置されていた物置、車庫、そういったものを全部撤去してしまっただけです。それなので、その辺も含めたものが減額になったという経緯になっています。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 予算を立てるときなののですけれども、半分近く変わるというののもいかなものかなと思うのですが、こういう感じで予算って立てているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 実際に予算取りの設計をしたときに、かなり急ぎでやったという経緯があります。実は、ここの土地について、ある法人から、もしかしたらここ買って事業をやりたいというような、そんな話があって、本来であれば解体まで2年とか3年とかかかるような状況のところを1年でやってしまったというところがあって、かなり急ぎで設計を取って、予算組みをしたような状況がありましたので、金額のところはそれで目いっぱいの額を含めたという形になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） たしか解体の設計というのかな、そういうお金も取っていたような気がするのですけれども、それ幾ら取ったかというのは覚えていますか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 設計委託費については211万2,000円でした。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それだけのお金をかけてやって、そして予算、多く取っていたから大丈夫だとは思いますが、急いでやっているからというので、半分の値段になるというものは、設計業者もどうなのかなと思うのですけれども、そこら辺はどのように評価されますか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 本来であれば設計するほうもプロですから、その辺りのところを含めてどういうふうな金額にするかというところではあったのだと思うのですけれども、物価高騰とかの関係、もしくは人件費の高騰とかそういったところも含めたというところがあるのかなというふうには想像するところです。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、同じページで在宅寝たきり老人等介護手当支給費、これも200万円ほどです。紙おむつ給付費委託、これは820万円ほど。これは連動していると思うのだけれども、見込みより少なかったという、そこら辺の理由というか、何なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 介護手当とおむつ手当につきましては、要介護3以上の方が結果的に該当するという形なのですけれども、要介護3以上が減っているというわけではないのですが、一つ考えられる要因としては、今までより施設に入りやすくなっているというところがありまして、そうすると介護手当とおむつ手当というのは該当になりませんので、そこが一つの要因かなというふうに思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 総数的には減らないけれども、施設に入る方が多くなって、対象者が少なくなっているということでよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） そのとおりだと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 分かりました。

では、その下で、はつらつセンター委託事業費、これも新規がなくて、何か1個やらなくなった自治会があるというようなことなのですけれども、そこら辺の理由というか、どうなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 中村地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（中村康広君） はつらつセンターの減少の理由ということでございますけれども、自治会の受付の際に話を聞いた中では、自治会のほうで高齢化に伴って参加者が減ってきたので、ちょっと自粛したいということもありますし、あと委託料をいただかないでも独自の活動でということで、公費を使わずに独自の活動でやっていただくというところもあります。

また、それが直接の原因か分かりませんが、自治会のほうもやっぱり高齢化で、運営する役員さんの負担というところで、なかなか継続が難しいというのは、お話も伺っているところであります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 自治会の役員自体が高齢化しているということもあるのですけれども、委託料をいただくというか、その手続的には複雑性というのはないのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 中村地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（中村康広君） 書類等につきましては、最小限の書類で手続を進めている

ところでありますが、やはりちょっと高齢化に伴って書類の管理とかその辺が難しいというお話は伺っているので、その辺も今後は検討が必要かなというふうには考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） なるべく簡単な方法に、やっていただきたいなと思います。

では、続けていいですか。

○委員長（森戸雅孝君） 続けてください。

○委員（白石幹男君） 次の77ページで、病児・病後児、民間保育所等入所委託費、その一段下で子どものための教育・保育給付費、これは国の基準が改正されたというようなこと、これ一連の改正の中での補正になるでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ご承知のとおり、人勧全体で3.62%の引上げが行われたということで、公定価格及び補助基準額についても引き上げられているということでの、それを反映した数字でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これはそうしますと、給与というか、賃金が上がったことによる改定というか、それが主なことなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） もちろん人件費を含めたものではございますが、それ以外に物価高騰とかございまして、一連のインフレも当然加味した数字というふうに認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

〔「関連で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 公定価格が上がったということで、これを今の補正でやるということは、実際、施設側また職員側にお金が入るというのは、いつになるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 3月末の年度内に支給するのが望ましいということになりますが、出納閉鎖の期間内には取りあえず支給は終了するというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 2つ合わせると、民間保育所と公定価格が変わったというのは、約4億円増えるのです。多分10%以上増えるのかなというふうには思うのですが、それをこの時期で消化していくというイメージでよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今回に限らず例年、公定価格というのは年内に基準額が改正されて、

3月の補正で対応するというような形で出納整理期を使って交付が終わると。それが決算で、余剰があれば変化していくというような通常の流れでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑は。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 77ページの民間保育所等物価高騰対策の補助金が、これだけ減額になっている要因を教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） こちらは補正で計上させていただいた県の補助を使った850円の1人当たりの物価高騰に対する助成ということでございましたが、賄い材料、食材費を対象にしたもので、それ以前に6月に市の制度として1人当たり500円という物価高騰対策の補正があつて、制度的には県の補助を使った850円と市の500円、もともと臨時交付金、国の予算が基にはなっているものなのですが、その500円と850円で、実際に園のほうでかかった食材費と保護者から給食費ということで集めた給食費、その差額で500円なり850円を超えていくというところが、実際のところ蓋を開けてみたらそこまで、850円の県の補助を使うような差額は出なかったということで、どちらかというと使い勝手のいい市の500円のほうを選択する施設しか出なかったということで、県の補助を使った850円のほうは利用実績が、希望がないということで、全額今回は落とすということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、県の補助金は使わずに、市の補助金を使うということは、市の補助金だけ支出されているということなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） これは全部国の臨時交付金が財源ですので、市の持ち出しはございませんので、園側とすると申請しやすい市のほうを選択しているということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その下ですけれども、これも利用者が少なかったということで、これどの程度見込んでいて、どういうふうになかったかというのはどうなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 当初300人ということで見込んでおりましたが、結果的には50人という結果で、250人ちょっと見込み違いをしたということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 50人しか利用しなかったという、その要因についてはどのように分析してい

るのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） もちろんこども誰でも通園という制度自体を十分周知できているのかというところもあると思いますし、利用に当たっては理由を問わないというのが誰でも通園制度のメリットというか、売りでもありますので、理由は問わないのですけれども、利用が思ったより伸びなかったというのは、やはりまだ十分に周知がされていないということと、あと対象は生後6か月から3歳未満ということで、どちらかというと就学していない方が当然対象になってくるということです、お母さんが中心に、お子さんの面倒を見ている中で、利用の必要性がどこまであるのかというところもございますので、そういったところもあつての50人、月の利用がその程度で推移しているということだと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 来年度から全国的に始まるわけですがけれども、保護者と、保護者のというか、お母さんというのかな、要求とこの制度がマッチしていないという、そういうことも考えられるということなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 利用のニーズが本当にどこまであるかというのは、それはエビデンスはないのですけれども、ただこども誰でも通園制度というのは、全ての子育て家庭を応援していくということで、切れ目のない支援ということが一つの売りでございますので、誰でも通園制度を利用する家庭が施設とつながって、さらに支援が必要だという家庭を把握して、機関が連携していくという一つの窓口というか、入り口になっていくということも重要だと考えておりますので、そういったところでやはり役割というのは一定程度果たせるものと認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、同じページで上になるのですけれども、こども園の施設整備補助金で、まずこれどこで、どういう計画だったのかというものを教えていただけますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） こちらしずわでら幼稚園の園舎改築工事というものでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 実際、これは整備を始めているのですか、それとも整備自体はまだなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 整備自体は進めてございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、81ページになりますけれども、これは結構社会問題にもなったので、生活保護費を10%下げるといって無理やりやって、そして10年後に違法ですよという判決が出たやつなのですけれども、厚労省は政治の要望に応えるのではなくて、市民の生活を見ていてほしいという事案ですよ。これは栃木市役所にも言えるのですけれども、実際、栃木市の対象者というものは何名ぐらいになるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） お答え申し上げます。

現在、保護受給世帯として考えている世帯が1,281世帯、またこれは廃止世帯にも対象になるのですが、死亡した方は対象にならないということです。死亡以外の廃止世帯を744世帯、合計2,025世帯というふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、83ページで予防接種事業費かなり、1億7,256万円ですよ、減っているのですけれども、見込みが違ったというようなことですが、その理由は何なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） こちらの予防接種の見込みですが、コロナの予防接種の見込みを立てる際に、同じといたしますか、同じ年代、同じ自己負担額の予防接種である高齢者インフルエンザ予防接種の見込額を参考にさせていただきました。こちらが例年6割前後となっておりますので、6割と見込んでおりましたが、現在のところ、そこまでには遠く及びませんので、減額させていただくものでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 新型コロナウイルスのワクチンですか、予防接種がかなり減っていると。減っているというか、見込みと実際はどのくらい違うのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 1月末現在で10.38%となっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） 対象者の10%が受けたということですか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連ですけれども、コロナの予防接種が減ったと。これで1億7,000万

円だという数字でよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すみません。コロナの予防接種、幾らの予算を立てていたのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） 歳出のほうで補正をさせていただいているとおり1億7,256万円に……失礼しました。違います。

すみません、後でお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） では、後で答弁ということで。

では、進めます。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） それで、その下になるのですけれども、基金に積立て600万円というのは、余ったお金を積み立てるのは600万円なのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、すみません、先ほどに戻ります。81ページの最高裁判決を受けた生活保護のことなのですが、これの保障ではないけれども、救済ではないですけれども、これっていつ始まるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） 今回、繰越しということもさせていただいておりますので、年度明け早々に、まずは対象者の抽出を図りまして、さらに各世帯、人数であったりとか、保護受給期間等も違いますので、国の計算ツールを用いながら各世帯の金額を算出、その上で支給というふうなスケジュールを考えておりますので、おおむね夏までには支給を完了したいというふうを考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 支給するときには、もちろんお知らせもして支給をするという形になるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 熊谷福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（熊谷充晴君） 今、委員さんがおっしゃってくださった、これ現在、保護受給している方につきましては、追加支給という形になりますので、追加支給をする際には、保護決定通知書というのをお知らせしますので、結果的にというか、計算が終わった段階、いつ支払いますよ

というところで保護者の方々に通知をする予定であります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 85ページで、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費ということで、恐らくごみ量が減ったということでもいいのかなと思うのですけれども、1億9,000万円ですけれども、結構減っているのだなというふうには思いますが、どのくらい減ったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 今回の補正につきましては、ごみの減量に伴います施設の管理運営委託と、併せてごみの減量に伴って最終処分量の減がというこの2本が主なものでございます。ごみの減量の見込みになるのですが、これ11月末現在では約7%予算よりも減っているという状況になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 去年、その前ぐらいに事業系ごみは駄目ですとかというふうに持ち込みですね、搬入ですよ、駄目ですよとやっているのですけれども、その影響なのですか。それとも一般の収集のごみ量も減っていると、どういう影響なののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） ごみ量の内訳としては、やはりステーションからの生活系と事業所からの一般事業系があります。これ、いずれも減少しております。ステーションからの回収も減っているし、事業活動に伴う一般廃棄物の搬入量も減っているという状況です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、一般廃棄物の我々が出すごみというものは、景気が下がったら減るとか、そういうものなくて、今までずっと1人当たり出すごみ量というものは増えていたのですけれども、それが減ったということでしょうか。人口減ったから、総量が減った。でも、1人当たりのごみ量は変わらない、それとも増えている、減っている、どういうふうに見ていらっしゃいますか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 市民の生活系ごみの1日の1人当たりの排出量というところからいいますと、ここ減ってきております。当然背景には人口減少というものもあるのでしょうけれども、去年ですと1人当たり525グラムということで、前年度に比べて減っていると。

加えて、今回、ごみ処理の基本計画を見直しをしているところなのですが、その目標値でも掲げているのですけれども、その目標値もちょっと厳しくした中で、さらに減量化のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに。

奈良部健康増進課長。

○健康増進課長（奈良部久子君） すみません、先ほどの質問のお答えをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の最初の予算といたしますと、3億5,400万円でした。

それと付け加えさせていただきます。その次に質問いただきました83ページの基金積立金604万8,000円についてですが、すみません、誤りでございまして、こちらにつきましては令和6年度に新型コロナウイルス感染症基金繰入れのうち、充当しなかった分の積戻し分となります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 質疑がないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） ここで暫時休憩いたします。

（午前11時56分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第11、議案第18号 令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君）　ただいまご上程をいただきました議案第18号　令和7年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の17ページを御覧ください。

令和7年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ650万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億6,906万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、130、131ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費、補正額650万円の減額であります。説明欄、職員人件費等につきましては総務人事課所管となりますが、職員の給与等について不用額が見込まれるため、減額したいというものであります。

次のページを御覧ください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、予算額の増減はありませんが、歳入における保険基盤安定繰入金等の減額に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

次のページを御覧ください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましても、前項と同様の理由によりまして財源内訳が変更になるものであります。

次のページを御覧ください。3款3項1目介護給付金分につきましても、前項と同様の理由によりまして財源内訳が変更になるものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、128、129ページにお戻りください。7款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額4,201万5,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する繰入れであります。

2行目、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、国保財政の安定化を図るため、低所得者の人数に応じて繰り入れるものであります。

3行目、未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児に対する均等割保険税軽減分に対する繰入れであり、4行目、産前産後保険税繰入金につきましては、出産被保険者に対する産前産後の保険税軽減措置に対する繰入れであります。それぞれ額の確定に伴いまして減額したいというものであります。

次に、2節その他一般会計繰入金、補正額650万円の減額であります。説明欄、人件費繰入金に

つきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの繰入金について減額したいというものがあります。

次に、7款2項1目1節保険財政調整基金繰入金、補正額4,201万5,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金等の額の確定に伴い、保険給付費等の財源に充てるため、基金を取り崩し、繰り入れるものであり、増額したいというものです。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 129ページになると思いますけれども、一般会計から保険財政調整基金繰入れの部分を組み替えるという形なのですけれども、基盤安定繰入金というのは一般会計から入れることができるのですよね。わざわざ組み替えなくてもいいのではないかなと思うのですが。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらの繰入金の組替えに関しましては、基盤財政安定化基金が収まっていたといいますか、そこに財源を充てていた部分について、この基金を取り崩して、その部分を充てるという意味で、今回、予算の入替えをさせていただいております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 基盤安定のほうは軽減して、満額入ってこないわけですよね、減額しているから。その分は一般会計から補填をするというシステムにはなっていないのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） 一般会計からの繰入れではなくて、基金を取り崩して、そこに充てるという形になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それまで他会計で一般会計から繰り入れされているという、予算ではそう作っていますよね、こっちもそうですけれども。最終的に調整基金で調整するということなので

すか。1回よそから入れておいて、自前の基金で調整するという構造なのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） こちらの補正の時点で基金を取り崩して、入れてしまうという形になります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 質疑はないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 続いて、日程第12、議案第19号 令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部保険年金課長。

○保険年金課長（阿部有子君） ただいまご上程をいただきました議案第19号 令和7年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の21ページを御覧ください。

令和7年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,935万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億35万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、150、151ページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,510万2,000円の減額であります。説明欄、後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合への納付額が確定したことにより、不用額を減額したいというものであります。

次のページを御覧ください。4款2項1目他会計繰出金、補正額4,446万円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、令和6年度に一般会計より繰り入れた人件費繰入金等について、決算額の確定に伴い、一般会計へ戻し入れるため、増額したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、148、149ページにお戻りください。4款1項2目1節保険基盤安定繰入金、補正額2,510万2,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定制度負担金の額が確定したため、不用額を減額したいというものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額4,446万円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和6年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い増額したいというものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） では、ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第13、議案第20号 令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） よろしく申し上げます。ただいまご上程いただきました議案第20号 令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の25ページをお開き願います。補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,648万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を162億3,527万5,000円とするというものであります。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の162ページ、163ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は1,150万円を減額するものであります。説明欄にあります職員人件費につきましては、総務人事課所管になりますが、人事異動に伴い当初見込んでおりました所属職員に変更が生じることによる差額分等を精査し、職員の給料、期末勤勉手当及び共済費について不用額が見込まれるため、減額補正するものであります。

164ページ、165ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費は、2,830万円を減額するものであります。地域密着型介護サービス給付費が見込額を下回っていることから、減額補正するものであります。

続きまして、166ページ、167ページをお開きください。2款3項1目審査支払手数料は、130万円を増額するものであります。審査支払手数料につきましては、見込みよりサービス給付件数が上回ることから増額補正するものであります。

168ページ、169ページをお開きください。2款4項1目高額介護サービス費は、2,500万円を増額するものであります。高額介護サービス費につきましては、利用者が見込みを上回ることから増額補正するものであります。

170ページ、171ページをお開きください。2款5項1目高額医療合算介護サービス費は、200万円を増額するものであります。高額医療合算介護サービス費につきましては、医療と介護の年間自己負担額が限度額を超えた場合に支給するものでありますが、利用者が当初を上回ることから、増額補正するものであります。

続きまして、172ページ、173ページをお開きください。4款1項1目介護給付準備基金積立金は、5,804万1,000円を増額するものであります。介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費等を第1号被保険者保険料で賄うこととされておりますが、負担給付費における第1号被保険者保険料が上回ることから、今回、基金に積み立てるものであります。

174ページ、175ページをお開きください。7款1項1目第1号被保険者保険料還付金は、95万円を増額するものであります。第1号被保険者過誤納還付金につきましては、資格喪失や所得構成等による保険料の減額により、還付金に不足が生じるため、増額補正するものであります。

続きまして、176ページ、177ページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金は、100万5,000円の減額であります。説明欄、一般会計繰出金（地域包括ケア推進課）につきましては、重層的支援体制整備事業の減額に伴い、一般会計への繰出金の増額が見込まれることから、補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、補正予算書160ページ、161ページをお開きください。5款1項2目地域支援事業支援交付金は、54万3,000円の減額であります。説明欄、現年度分につきましては、重層的支援体制整備事業費が見込みより下回ることから、支払基金からの負担分を減額補正するものであります。

7款1項1目利子及び配当金は、8万円の増額であります。説明欄、介護給付費準備基金利子につきましては、基金利子の増加が見込まれることから補正するものであります。

9款1項4目その他一般会計繰入金は、1,150万円の減額であります。説明欄、職員給与費等繰入金につきましては、歳出で説明しましたとおり、人件費等の減額が見込まれることから、一般会計繰入金を減額するものであります。

10款1項1目繰越金は、5,844万9,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和6年度繰越金を今回の補正をもって確定するものであります。

以上をもちまして、令和7年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一问一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 177ページで、一般会計繰出金というのが、一般会計での事業が増えたからという説明だったと思うのですが、内容はどのようなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 中村地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（中村康広君） こちら一般会計の繰出金のほうですが、今回、減額補正ということで、先ほど一般会計予算のほうで、はつらつセンターの事業が減額するというお話がありましたが、そちらのほうの財源として1号被保険者と2号被保険者の分を特別会計から繰り出しているわけなのですが、事業費が減額になったことによって、その繰出金を今回、減額で補正したいというものであります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 予算のつくり方というのがよく分からなくて、はつらつセンター事業というのは一般会計の中に事業としてあって、その財源というものは介護保険から出ているというふうな考えでいいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 中村地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（中村康広君） そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 介護保険でやらないのですか。一般財源というか、事業としてやるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 中村地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（中村康広君） 失礼しました。本来であれば、介護保険の特別会計のほうで実施するものでございますが、本市としては重層的支援事業の事業を実施しておりまして、そちらの補助金を使う関係から介護予防に関する一部の事業については、一般会計のほうで実施しております。そちらの財源として、本来特別会計で行っている1号被保険者の分と支払基金からいただいている2号被保険者の分につきまして、一般会計に繰り出しているというちょっと複雑な会計になっているのですが、そういう事業の実施の仕方をしていきます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 161ページの最後の繰越金で、補正が5,800万円ですけれども、予算でい

くと5,500万円余っている。今年度に繰り越されているという認識でよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 繰越金につきましては、令和6年度から令和7年度へ繰り越して、それを簡単に言うと令和7年度中にいろいろ返還金とか使ってまいったところなのですけども、それで今回、要は介護保険事業として、介護保険が皆さんの保険料が余るか余らないかという一つの基準になるのですが、今回、準備基金の積立てを5,400万円ほど計上しましたので、繰越金が確定するので、それで令和6年度の繰越金を令和7年度の会計で最終的には確定させるというものです。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 173ページと絡んでいるのだろうなと思いますけれども、だから余ったから基金に積み立てるという考えでよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 基金に積み立てるもの、一般会計に返すものというので、精査したというところであります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 161ページの繰越金というのは、令和6年度で余ったから令和7年度でこの補正になっているわけですね。補正前の額が5億円ある。だから5億円は令和6年度で余っていたということよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 結果的にはそういう形です。余っていたので、今回、それを精査してって、令和7年度最終確定をしたという意味です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、173ページの準備基金というものが積み上がっているという形でよろしいのですか。これって今の段階でどのくらいあるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 現状では、積立基金額は11億5,000万円ほどになります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この基金の使い道というのは、自由に使えるものなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 簡単に言いますと、計画で3年間の給付費を決めて、そこで準備基金を繰り入れるか、基金を取り崩すかというようなものを計画上でまず試算して、幾らぐらいが必要ですよという形なのですが、それを精査していきまして、今回は結果的には保険料のほうが多く集まったということで、準備基金を繰り出して次回の計画に備えるみたいな、そういう形になり

ます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ということは、多分来年度、6、7、8だから令和9年度が新しい料金になるのですよね。その間にも保険料入ってきますよね。基金も10億円積んであるということならば、次の計画のときに基金があったら、それを使って保険料を下げることもできるという認識でよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） そのとおりであります。簡単に言うと、栃木市は約11億5,000万円の貯金を持って来年度計画を策定しますので、次の計画では、この11億5,000万円というのを取り崩して、皆さんの保険料をなるべく上げないように設定をしていくと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 165ページ、地域密着型介護サービス給付費2,830万円ほど減額になっていすけれども、このサービスの内容というのはどういうものなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 地域密着型の結構多くの給付費を占めているのは、特養です。地域密着型特養と言われるやつとか、あとは痴呆対応型のグループホーム、そういうものが、簡単に言うと施設で多く持っておりますので、そこが今回、不用になったというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、その利用が減っていると。減っているということなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 唐木田高齢介護課長。

○高齢介護課長（唐木田 仁君） 地域密着型サービスにつきましては、予算上では簡単に言うと栃木市民しか使えませんので、施設のパイが増えれば、その分を今回、予算で見たというところあります。ただ、例えばですけれども、いぶきの里とかを開設したのですが、そこがまだ29床のところ満床になっていないので、そこの簡単に言うと減額分になったというところで考えていいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第20号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 1時29分）